

お客さま 各位

広島信用金庫

## 他行庫・コンビニATMでのカード支払取引停止サービスの提供開始について

平素より、広島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、広島県内では、警察官や銀行員になりすまし、キャッシュカードをだまし取る「キャッシュカード詐取」による不正払出被害が増加傾向にあり、その被害の多くが、取引金融機関以外の他行庫・コンビニATMを使用した不正払い出しとなっております。

当金庫では、このような「キャッシュカード詐取」等の被害拡大を未然に防ぐ観点より、希望されるお客さまに対し、当金庫ATM以外でのカード支払取引（現金支払、振込、デビットカード利用）を停止できるサービスを提供させていただくことといたしました。

本サービスのご利用を希望されるお客さまは、窓口担当者までお申し出いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 目的

希望されるお客さまに対して、当金庫以外のATMでのカード支払取引をできないようにすることで、キャッシュカード詐取等が発生した際の被害拡大を防ぐ

#### 2. サービスのご利用について

##### (1) ご利用開始日

令和5年2月1日(水)より、サービスを提供させていただきます。

\* 本サービスの利用をご希望されるお客さまは、店頭窓口までお申し出ください。

##### (2) サービス内容

	現状	サービス対応後
カード 支払取引	当金庫他、他行庫・コンビニATM での取引可能	当金庫ATMでのみ取引可能 〔 当金庫共同ATM(子管理)・ 他行庫・コンビニATMでの取引不可 〕

(注) カード支払取引・・・現金支払、振込、デビットカード利用

##### (3) 持参物

- ① ご本人確認書類（運転免許証等）
- ② お届け印・ご通帳

#### 3. お問い合わせ先

本件に関して、ご不明な点がございましたら、窓口担当者までお問い合わせください。

以上